

邑南町地酒による乾杯を推進する条例

(前文)

邑南町は、江の川流域の水源の里であり、良質米の産地であるとともに、神楽をはじめとした伝統芸能の盛んな町である。この豊かさの象徴として町内に複数の酒蔵があり、観光、雇用及び農業振興においても大きな役割を果たしている。また、近年は、どぶろくによる地域起こしも行われている。

地酒による乾杯の習慣を広めることは、伝統産業への理解を深め、地域の財産である豊かな自然と伝統文化を守る心を育み、地酒生産の振興につながる。

よって、ここに邑南町地酒による乾杯を推進する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、邑南町の特産品である日本酒などの地酒(以下「地酒」という。)による乾杯の習慣を広めることにより、地酒の普及を通し豊かな自然と伝統文化を守る心を育むこと及び地酒の生産振興を図ることを目的とする。

(町の役割)

第2条 町は、地酒の普及の促進及び生産振興に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 地酒の生産を行う者は、地酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、町及び事業者が行う地酒の普及の促進及び生産振興に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。